

年金払い退職給付（退職年金）をご存じですか。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を共済本部からお送りします。

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員（短期組合員を除く）の退職給付の一部として支給される年金制度として「年金払い退職給付」が設けられました。原則65歳の請求時に給付算定基礎額残高（※）を基に決定されます。

組合員の方には、毎年1回、7月下旬に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を共済本部から圧着ハガキで送付しています。

（※）毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じた額を利息とともに積み立てた額

給付算定基礎額残高通知書					
(5年 4月 ~ 6年 3月)					
公立 太郎 様 (65歳10月00日00分00秒) 単位 円					
(入金) 前月①標準報酬月額②付与率③利息④給付算定基礎額残高					
前年度末					600,000.00
4月	300,000.00	4.500%	1.0%		604,510.00
5月	300,000.00	4.500%	1.0%		609,020.00
6月	1,000,000.00	1.500%	1.0%		624,030.00
7月	300,000.00	4.500%	1.0%		628,540.00
8月	300,000.00	4.500%	1.0%		633,050.00
9月	300,000.00	4.500%	1.0%		637,560.00
10月	300,000.00	4.500%	3.7%		642,070.00
11月	300,000.00	4.500%	3.7%		646,580.00
12月	1,000,000.00	1.500%	3.8%		661,672.00
1月	300,000.00	4.500%	3.8%		666,180.00
2月	300,000.00	4.500%	3.8%		670,688.00
3月	300,000.00	4.500%	3.8%		675,196.00
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。					
区分 給付算定基礎額残高 特種退職年金算定基礎額 特種退職年金算定基礎額 特種退職年金算定基礎額					
⑤前年度末	600,000.00				
⑥付与率累計	7.5000%				
⑦利息額	288.00				
⑧今回通知	675,196.00				
⑨給付算定基礎額等合計	675,196.00				
⑩年金払い退職給付加入期間	7年6月				
⑪付与率	令和5年4月 ~ 6年3月	1.5000%			
⑫標準利率(年率)	令和5年4月 ~ 5年9月	0.020%			
	令和5年10月 ~ 6年3月	0.070%			
基礎年金番号 999999999999 作成日 令和 6年 6月 21日					

令和5年度中に積み立てられた付与額や利息などを確認できます。

その他残高通知書の各項目の説明や制度内容の説明がありますのでご覧ください。

受給要件

- ・65歳以上であること
- ・退職していること
- ・1年以上引き続く組合員期間を有すること
(平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間も対象)

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書の詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。

死亡の場合	長期休職の場合	入院した場合	7大疾病や上皮内新生物の場合	健康増進のために
法律にもとづく 共済組合の事業	長期給付事業 (年金)	短期給付事業 (健康保険)	短期給付事業 (健康保険)	福祉事業
「福祉保険制度」は各事業だけでは不足してしまう部分を補完するために必要な給付を行ないます。				
ファミリー年金	傷病休職給付金	入院費用給付金	特定疾病給付金	元気づくりサービスコース

② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
 - ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
- ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

保険期間は11月1日～翌年10月31日の1年間で、毎年保障内容を見直せます。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属（学校等）を通じて手続きを配付します。締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ（福祉保険制度ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。